一公方樣へ折樽以下進物書やう、御盃臺、繪樣可付、數不定、御折十合、數不定、押物五合、數不定、御樽十荷、數不定、京にては柳なれば柳何荷共書、又御樽、天野何荷共云、是も私へならば、御字あるべからず、是も女中へはかななるべし、

一魚鳥を折紙に調候は、大かた鳥前、魚後に書候、又大內殿より金仙寺〇伊勢貞宗へ、精進と魚とを書ませて、進上の時は、如何と尋られし時、返事に、さのみ見及候はず候、但精進の物は前に候はんずるかと候し、又常に私にて昆布をそへ候事、きとしたる時は見及候はず候、又常に進上候魚鳥の數の事、是又大內殿より故勢州へ被尋候時、しるし被遣候分、鳥には白鳥、鵠、雁、鴨、雉、鶴、雲雀、青鷺、五位鷺、鶇、鴫、鶉、四足には兎より外は參候はず候、魚には鮒、同鮓、鯉、鮎、同鮓、鯛、鱈、鮭、鱧、鯨、鰤、鯊、鱓、海鹿、鮫、鱒、鱸、鯇、鹽引、蛸、細鯉、來々、海老、擁劍、生海鼠、振海鼠、大蟹、煎海鼠、海月、海鼠腸、海糠、老海鼠、烏賊、筋子、眞鰹、波良々子、細螺、貝蠣、貝鮑、石花蛤、辛螺、榮螺、ばい、熨斗鮑、此外もあるべし、

〔三內口決〕一馬太刀進物事〇中略

就其馬太刀折紙書樣

馬一疋ト載之時ハ、毛付有之、有毛付之時ハ、太刀一腰ノ下ニ其作注之、若無作之物之時ハ、持ト注之、馬ヲ一疋ト書心ハ、可爲馬代之義也、但家々意、互ニ不可守株乎、

〔貞丈雜記九書札〕一進物の目錄を書に、先精進物を書て、次に魚鳥を書事、古法也、是は尊氏卿、夢窻國師を師として、禪法に歸依し給ひしにより、御代々禪宗を崇敬し給ふにより、諸侯も皆禪法をこのみ、精進の人多かりし故、精進物を先として、目錄にも、又は座敷え折を出すにも、先精進物、次に魚鳥と次第を定たる物也、〇中略

一古は折紙のまん中に、千疋万疋などゝばかり書て人に遣したり、今は金子千疋、万疋或は肴代何疋、樽代何疋と書て、何疋の上の方に金子を糊にて付る事世上にはやる也、古は金子なく鳥目